

山形県環境教育等行動計画(仮称)の主な検討事項等について

国の取組み

国の動向
 ◎環境保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律(H15.3)
 ○環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針(H16.9)

<法律・方針策定後の状況変化>

- 地球温暖化防止
 - ・H17年 京都議定書発効
 - ・H23年 国連気候変動枠組条約第17回締約国会議(COP17)
 - ・長期目標：2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減
 - ・中期目標：2020年までに1990年比で25%の排出削減
- 生物多様性保全
 - ・H16年 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律制定
 - ・H18年 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律改正
 - ・H19年 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律制定(H24年一部改正)
 - ・H20年 生物多様性基本法の制定
 - ・H22年 生物多様性国家戦略2010の策定
 - ・H22年 生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)(愛知県名古屋市)
- 循環型社会形成
 - ・H20年 第二次循環型社会形成推進基本計画の策定
- 学校における環境教育
 - ・H20.3 学習指導要領の改訂
- 東北地方太平洋沖地震(H23.3.11)の発生
 - ・原子力発電所の事故を受けての国民の大きな価値観や意識の変化

私たちの生活が環境の恵みの上に成り立っていることを実感し、私たちの活動に起因する環境負荷が、環境に大きな影響を及ぼしていることを理解し、問題の本質や取組の方法を自ら考え、解決する能力を身に付け、何よりも「行動」に結びつけていくための、環境教育・環境学習が必要

◎環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律の改正・施行(H23.6 ※法律名変更)、国の基本方針の改正

◎環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針(H24.6)

○政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

①環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組に関する考え方

- ア 国民、民間団体、事業者等との連携
- イ 自発的な意思の尊重
- ウ 適切な役割分担
- エ 参加と協働
- オ 公正性、透明性の確保
- カ 継続的な取組
- キ 自然環境をはぐくみ、維持管理することの重要性への理解
- ク 様々な公益への配慮

②環境教育の推進方策に関する考え方

- ア 環境教育を進める手法の考え方
 - ・環境教育の活動を、問題解決に向けた成果を目指す一連の流れの中に位置付け
 - ・体験を中心とした環境教育
 - ・あらゆる場において、体系的かつ総合的な環境教育となるよう効果的な仕組みを構築
- イ 環境教育を進めるための施策の考え方
 - ・場をつなぐ
 - ・主体をつなぐ
 - ・施策をつなぐ

山形県環境教育等行動計画(仮称)の主な検討事項

- 【1】学校、地域、社会等幅広い場における環境教育
 - 学校における環境教育
 - ・学校の教育活動全体を通じた環境教育の実践に体系的に取り組めるような仕組みづくりが必要
 - ・東日本大震災の教訓を踏まえ、再生可能エネルギーの導入、水資源・森林の保全、自然環境の保全のみではなく活用する視点など新たな環境課題への関心を高め、持続可能な社会を築くための認識や実践力を育てていく必要性
 - 学校の教職員の資質の向上
 - ・環境教育が組織として進められる環境の醸成や仕組みづくりの更なる推進が必要
 - ・生活に身近な題材だけでなく再生可能エネルギーや水資源・森林の保全など新たな題材の取組みの推進
 - 社会等幅広い場における環境教育の推進
 - ・再生可能エネルギーの導入推進や水資源・森林の保全など新たな施策に対応した環境学習プログラムの新設など、各部局の施策に沿った環境学習機会の提供や人材の育成が必要
 - ・環境やまがた大賞のより多くの応募に向けた表彰制度の周知等が必要
 - 人材の育成・活用
 - ・地球温暖化防止活動推進員や森の案内人等の養成、資質の向上、若い世代などの人材確保が必要
 - プログラムの整備
 - ・現場にマッチングしたプログラムの作成及び改訂、その普及、現場で指導する人材の育成が課題
 - 情報の提供
 - ・環境学習についての効果的な周知、情報提供が必要
 - 各主体の連携
 - ・一部の関係者だけでなく、幅広い県民の参加を促す必要
 - ・県教育委員会と知事部局など県内部の連携強化、一体的な施策の推進
 - 環境教育の更なる改善に向けた調査研究
 - ・幅広い内容の環境学習プログラムの開発や他指導者への普及
- 【2】職場における環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組
 - ・企業・団体の活動に対する活動経費の支援や適切な助言、指導等の支援が引き続き必要
 - ・個々の職員における研修等への積極的な参加の促進
 - ・環境保全推進賞のより多くの応募に向けた表彰制度の周知等が必要
- 【3】拠点機能整備
 - 地方公共団体の拠点機能整備に対する支援
 - ・県内の環境学習拠点について、県の重点施策に対応した幅広い体験学習の場の提供、学習プログラムの開発、情報発信、連携促進などの機能の拡充・整備が必要
- 【4】体験の機会の場の認定
 - ・環境学習支援団体認定制度により認定された環境学習支援団体の活躍の機会の創出等、利用者増につながる広報の工夫が必要
 - ・改正法で規定されている「体験の機会の場の認定」制度と環境学習支援団体認定制度との調整が必要
- 【5】各主体間の協働取組の在り方の周知
 - ・改正法で規定されている「協定」制度への対応
- 【6】情報の積極的公表
 - 公表された情報の収集、整理及び分析並びにその結果の提供
 - ・県民に情報を活用してもらえるよう公開ページへのわかりやすい誘導、子ども向けの情報提供も必要
- 【7】国際的な視点での取組
 - 国際社会との協力
 - ・県内の環境教育分野での国際的取組みの促進のため先進事例を積極的に周知、広報

県の取組み

◎山形県環境教育推進方針(H17.2)
 ○基本方針

【環境保全の意欲増進の目指す方向】
 (1)環境保全活動の取組の裾野を広げます。
 (2)県民、民間団体、事業者等の参加、協力、連携を進めます。
 (3)自発的な意思を尊重して進めます。
 (4)各主体の適切な役割分担により進めます。

【環境教育の推進の目指す方向】
 (1)持続可能な社会づくりに主体的に参画できる人材を育成します。
 (2)人間と環境、人間と人間の関わりの両方を学ぶことを基本に進めます。
 (3)関心や体験活動から、具体的な行動に結びつくよう進めます。
 (4)場と主体と施策がつながるように努めます。

- 1 環境保全の意欲増進のための方策
 - (1)環境学習機会の提供
 - (2)人材の育成・認定事業の登録及び情報提供
 - (3)環境学習支援団体認定制度
 - (4)環境学習拠点機能の充実
 - (5)環境保全活動の顕彰
- 2 環境教育の推進のための方策
 - (1)学校、地域社会における環境教育
 - (2)職場における環境教育
 - (3)人材の育成と活用
 - (4)環境学習プログラムの整備

<方針策定後の状況変化>

- ・H18.3 山形県新環境計画の策定(基本目標5 環境教育を通じた環境の人づくり)
- ・H19.3 山形県環境教育指針(教育庁)(学校教育における環境教育の在り方について)
- ・H22.3 第3次山形県総合発展計画の策定
- ・H23.3 第5次山形県教育振興計画の見直し
- ・H24.3 第3次山形県環境計画の策定(基本目標6 環境教育を通じた環境の人づくり)(環境教育推進プロジェクト)
- ・H24.3 山形県エネルギー戦略の策定

<環境教育を推進する財源措置>

- 環境保全基金(H2~)
- 産業廃棄物税基金(H18~)
- やまがた緑環境税基金(H19~)
- やまがた社会貢献基金(H20~) など